

新たにお店をはじめの方・会社を設立される方・新サービスを行う方を応援します 商工業振興アシスト制度

活力ある商工業の振興を目的として、町では平成10年度に「商工業振興促進条例」、平成15年度には「商工業振興起業促進条例」を定め、店舗や工場、事務所の新築・増改築や設備費用に200万円を上限に助成をしてきました。

制度開始以来、新たな出店や施設整備など、57件・68,554千円の利用があり、このうち法人5件、個人7件の方が新規起業しています。この条例が平成19年度末で期限切れとなったため、平成20年度からは、これまで対象としていた起業促進と後継者づくりに加え、商工業者の方々が共同で行うサービスなどの事業も対象とした新制度がスタートしました。

「商工業振興アシスト条例」		
要 件		助 成 額
商 工 業 者	営業の用に供する施設などの整備で、事業に要する費用が100万円以上であるもの	費用の10%又は100万円のいずれか少ない額
商工業後継者	後継者が、経営移譲、又は、経営改善のために行う施設整備などで、事業に要する費用が100万円以上であるもの	費用の20%又は200万円のいずれか少ない額
起 業 者	営業の用に供する施設、設備などで、事業に要する費用が100万円以上であるもの	
共 同 事 業	2以上の商工業者が共同で行い、サービスの向上が見込まれるもの	費用の30%又は100万円のいずれか少ない額

商工業振興アシスト制度とは・・・

町内に、商工業用施設などを整備する商工業者、および2以上の商工業者が行うサービス事業を対象に、費用の一部を町が助成する制度です。

対象となる事業とは・・・

施設整備事業

・営業施設の新築および増改築、施設に付属する設備、営業に必要な外構設備など

共同事業

・店舗の商品若しくはサービスなどの情報提供、又は、催しを定期的（3年以上継続）に行う事業で、規則に定めるもの（助成金の交付は事業開始の1年目のみ）

資格要件は・・・

助成金を受ける方が、町内に居住している南富良野町商工会の会員であること。又は、会員となる見込がある方。

町内に居住する個人、又は、町内に本社を置く法人であること。

町税を完納していること。

助成金の交付決定日の翌日から3年以上、事業継続が見込まれること。

申請の手続は・・・

事業を開始する30日前までに、事業計画書を提出（別に指示する書類を添付）

町から事業認定通知を受けた後、事業着手届と助成金交付申請書を提出

町から助成金交付決定通知を受けた後、事業完了精算書を提出（完了写真、領収書の写しを添付）

助成金を受領

申請・お問合せ先

産業課（商工観光係）☎ 52 2178